

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第5回)開催結果の概要

1. 日時平成16年10月6日(水)午前10時から正午まで
2. 場所
最高裁判所中会議室
3. 出席者
(委員,敬称略・五十音順)
飯田喜信,井堀利宏,木村優子,酒巻匡,仙田満,高橋宏志(座長),
中尾正信,前田裕司,山本和彦,山本信一,綿引万里子
(事務総局)
戸倉三郎審議官,中村愼総務局第一課長,河本雅也総務局参事官,
菅野雅之民事局第一課長,稗田雅洋刑事局第一課長,中吉徹郎行政局参事官,
岡健太郎家庭局第一課長
4. 進行
 1. 新委員の紹介
戸倉審議官から,木村優子委員及び山本和彦委員が紹介された。
 2. 意見交換
 1. 検証作業の予定等について
戸倉審議官から,これまでの検討経過,今後の検証作業の予定及び検討会開催スケジュールについて説明がされた。
(中尾委員)
来年6月に公表する案の検討はいつごろから始めるのか。
(戸倉審議官)
事務総局内で執筆チームを作ったところであり,今後,長期化要因についてある程度仮説を立てた上で,どのような項目を取り上げるか検討していくことになるが,11月の検討会以降は,具体的な項目の取り方などについて,その時点で利用可能になったデータによる分析結果なども示しながら,意見を伺いたいと考えている。報告の仕方,実情の示し方,長期化の原因分析をどの程度,どのように行うかといった点についても御相談させていただくことになる。この検討会の進行に合わせながら,内容を固めていくということである。また,そのような第1回の公表へ向けた検証と並行して,事件票等による分析結果が見えてきた段階で,第2回以降の公表に向けた調査の方法や内容等についても検討していくことになる。
 2. 予備的調査について
戸倉審議官から,資料3に基づき,予備的調査の実施方法について,次のとおり説明がされた。

- 調査対象事件は、東京地裁で平成15年中に終局した事件で、いわゆる欠席事件を除き、両当事者に代理人が選任されているものの中から抽出した。
- 民事事件については、資料3の「予備的調査対象事件一覧表」とおり審理期間と人証の多寡、鑑定の有無により30の類型に分類し、個々の枠ごとに1件ずつ無作為抽出した。一覧表のC - ア - (1)の部分は該当する事件が1件もなかったため、結果的に29件となった。なお、先行する事件に併合されていたため、事件全体としての審理期間が抽出された類型の審理期間と一致していないものがある(A - イ - (2)やC - イ - (3)など)。
- 行政事件については、民事事件とは別に、審理期間2年以内のもの2年を超えるものから1件ずつ、計2件を無作為抽出した。
- 調査に当たっては、事件の内容や具体的な主張の中身などには踏み込まず、各期日の調書等により、いつ、どのような期日が開かれたか、どのような訴訟行為がされたかを時系列で整理し、また、これに関連して、当事者が提出した書面の種類、提出時期、分量についても調査した。次に、戸倉審議官から、資料1ないし4 - 2に基づき、民事訴訟手続の流れ及び調査結果の概要について説明がされ、調査票に現れている長期化現象の例として、鑑定、和解、調停等があった事例について説明がされた。

(中尾委員)

無作為抽出ということであるが、判決で終局している12件中7件が一審で確定しており、また、判決と和解がほぼ半々になっている。抽出に当たって、その点は考慮したのか。

(戸倉審議官)

終局区分や控訴の有無は考慮していない。

(木村委員)

資料3の一覧表を見ると、長くかかる事件では和解が多くなるという印象を受けるが、裁判官として、長くかかっている事件を和解の方向にもっていこうとすることはあるのか。

(綿引委員)

そういうことはない。和解にふさわしい事件、例えば、判決しても紛争の本質的な解決にはならないと思えるような事件は、多少長くなっても和解の可能性を探るといことがある。

(飯田委員)

無作為抽出の母数はどのくらいか。通常は鑑定があると長くかかるという印象だが、今回の対象事件の中には鑑定があっても早く終わっている事件もある。また、5年以上かかっているのに人証がないという分類

もあるが、そういう事件はほとんどないのではないか。母数が分かれば、資料3の一覧表だけからでも、長期化要因について一定の分析ができるのではないか。(戸倉審議官)

この調査結果で全体の傾向が分かるのかということについては、また後でいろいろ考える必要があるかと思うが、御指摘のとおり、例えば、A - ア - (5)の枠に入る事件の母数は2件しかない。必要であれば、それぞれの枠の母数を示すことは可能であるが、審理期間ごとの母数について言うと、(5)の行(5年を超えるもの)は133件、(4)の行(3年超～5年)は421件、(3)の行(2年超～3年)は986件、(2)の行(1年超～2年)は3,926件、(1)の行(6月超～1年)は3,984件である。2年以内に終局している事件が圧倒的に多く、5年を超えるような事件は少ないのが現状で、5年を超えるような事件では、個別性がどんどん強くなっていくという感じを受けた。

(井堀委員)

無作為抽出するということは、逆に言えば、それ以外の情報は全部無視するということである。今回調査したサンプルに現れた事象が全体としての審理期間に影響を与えるのかということは、当然のことながら、全体のデータを見て検証しなければ説得力がないわけであり、どういう要因が審理期間に影響を与えているのかに関する何らかの仮説を立てるための参考資料として、個別の事件からミクロの情報を収集することが今回の調査の目的であったという理解でよいか。

(戸倉審議官)

そのとおりである。今後、統計的なクロス分析を重ね、ねらいを少しずつ絞り込んでいくという作業をしていくことになるが、その過程で、この部分に問題があるので、もう少し掘り下げた調査項目でやろうかといったことを検討する際に、そもそも記録からどれだけの情報が分かるのかという今回の調査結果が参考になるものと考えている。

(井堀委員)

無作為抽出の場合、たまたま選ばれた事件がほかの事件の重要な特徴を反映しない可能性もある。非常に特殊なケースにおいて、それがその事件に特有なものか、一般的に有用な情報と言えるものかの判断はどのようにするのか。今までの経験で判断するのか。

(戸倉審議官)

確かに実際の事件では我々の想像もつかないようなことも起きているのかも知れないが、制度や基盤の整備に何か問題があるかといった点から見ていくという検証の目的からすると、そういう非常に特殊なケースについては、恐らく個別性が強く、事件全体に一つの傾向として影響を与えるものにはならないという場合が多いのではないか。

(井堀委員)

資料4 - 1及び4 - 2では、それぞれの事件について手続段階を数量化して日数別に分けているようだが、たまたまこの事件ではこういう形で分解できても、ほかの同じような事件は別の分解になる可能性がある。事件の各段階の平均的な長さとか分布が分かれば、そのような属性がどの程度意味のあるものかがもっと分かるかと思う。すべての事件について同じように調査することはできないのか。それぞれの事件の中身にまで踏み込むのではなく、いつ何が起きたということだけをフォローするだけであればそれほど手間はかからないと思うが。

(綿引委員)

おっしゃる趣旨はよく分かるが、記録からこの表をつくり出すというのは、ものすごく大変なことだと思う。これを何千件についてやるということは現実的には困難ではないかと思う。

(飯田委員)

実際には、記録を1枚1枚めくって、そこで何が行われていたかを確認しながらやっていくので、結構大変だと思う。(戸倉審議官)

今後の検討において、意味がある、重要だと考えられる項目は、事件票や特別調査の項目に加えて集積しながら見ていく方が、母数としても広がりが出て、この検証の観点から言っても有益かと考えている。

(中尾委員)

予備的調査というのは、例えば事件票で拾い切れない項目とか、より深化した調査を行うための項目とか仮説を事件記録に当たりながら拾い出してみようというものであるという説明であるが、その観点から、実際に調査した側としては、どのような感想をお持ちか。

(戸倉審議官)

感想を率直に言えば、今回は30件程度の調査ではあったが、事件にはそれぞれ個性があり、細かく見ていけばいくほど、統計的な意味合いよりも、むしろ個々の事件の個別性が非常に強く出てきて、ここから何か傾向を出したり、全体を見ていくということはなかなか難しいと感じた。今後、統計的なクロス分析を重ねていって少し重点が絞られてきた段階で改めてこの調査票を見れば、もう少し有意的な傾向が見えてくるのではないかという感じがする。

(前田委員)

私も事件というのは非常に個性があるなというのが、率直な感想である。ただ、30例なので、一般的傾向が全部語れるかは別として、例えば、鑑定が一つの仮説としてあるとすると、今回の調査では、鑑定があっても短い事件もあれば、なくても長くかかる事件もあることから、その有無は審理期間には余り影響がないようにも読める。ほかにも、例えば和解

期日が入ったことによってどうなるのかというように、ある程度の項目を絞ってやっていかないと、有意な数字が出てこないかなという感じがする。その他、項目としては、どのようなものが拾えるだろうか。

(山本和彦委員)

鑑定、当事者多数、関連事件との関係での長期化、当事者の死亡による訴訟の受継など、従来言われていた訴訟遅延の原因が今回の調査でも割合出ているなという感じを受けた。鑑定については、筆跡鑑定とか建築関係、医療関係といったその中身によって、かかる時間がかかなり違ってくるのではないかと推察される。和解については、A - イ - (3)のように和解期日として行われている事件もあるが、弁論準備手続期日で実質的には話合いが行われていると思われるものもある。例えば、A - イ - (5)の事件は、弁論準備が四十数回も行われているが、そのうちの三十数回はすべて「弁論事項なし」となっており、実質的には和解に向けた話合いが行われているのではないかと推察される。一方、最近、建築関係の事件などでは、むしろ争点整理を目的として調停に付している事件もあると聞いており、例えば、A - イ - (4)の事件は調停で時間がかかっているが、調停期間中に準備書面が双方から提出されていることから、ある程度争点整理的な作業もやっていたのではないかと推察される。このように、期日の名称や手続の種類だけでは、和解に向けた話合いがなされていたのか、判決に向けた作業が行われていたのかが分かりにくいというところがあって、長期化の真の原因がどこにあったのかということは、記録の調査では難しいところがあるのかなという印象も受けた。この点はかなり重要なところかと思う。

(戸倉審議官)

確かに記録を見ても何をしていたか分からないということもあるが、何もしていなかったということは通常あり得ないことであり、記録には残らないが、何か意味のあることをしていたんだろうと考えられる。しかし、これは記録の調査では分からないことなので、もっと別の方法を考えなければならないということになるかと思う。山本和彦委員の御発言にあった調停手続における争点整理については、C - ア - (4)の事件においても、医療の専門家の調停委員が入って実質的な争点整理が行われ、争点整理終了後に訴訟手続に戻っており、調停手続が争点整理のために使われていたものと思われる。

(飯田委員)

刑事裁判を担当している者から今回の調査結果を見ると、結構刑事裁判と違うという印象を受けた。資料4 - 1によると、民事では、第1回期日から争点整理終了までの期間というのが相当長く、証拠調べの期間が意外に短い。刑事裁判において裁判の遅延を問題にする場合には、

証拠調べの期間が問題になり、その期間を迅速・適正に行うためには、その前段階である争点整理をもっと充実していこうという発想で取り組んでいるのが実情である。その点、民事事件では、争点整理の段階が課題なのではないかと感じた。しかし、先ほど山本和彦委員からも御指摘があったように、争点整理期間に何が行われているかを事件票等から分析するのは難しいだろうという印象を受けた。

(戸倉審議官)

資料4 - 1について説明すると、ピンク色の部分の「第1回期日から争点整理終了までの期間」は、集計の便宜上、第1回期日から最初の人証調べの直前の期日まで、人証調べのない事件については事件終局又は弁論終結までの期間をとっているの、その間に鑑定が行われていた場合、鑑定に要した期間も含まれている。緑色の部分は、実際に人証を調べた期間のみであって、弁論を重ねていく過程で行われる書証の取調べや人証調べの前に行われた鑑定などは、この部分には含まれない。

(仙田委員)

私の専門は建築だが、資料3の一覧表を見ると、建築や医療といった専門的な事件が長くかかっていることがよく分かる。今後は、これらの種類の事件を数多く調査していくことが必要だと思う。例えば、裁判所内部だけではなくて、学会だとか、それぞれの専門領域の研究者にも協力してもらえば、問題性をそれぞれ明確にできるのではないかという感じがする。また、A - ア - (3)は、調停に付された後、争点整理の部分も含めて、全体的に非常に多くの期日を費やした末に不成立になっている事件である。東京地裁などでも、調停で解決する事件が多くなっていると聞いており、それはそれでよい傾向だと思うが、ただ、2年も3年も調停をするという事については少し議論が必要ではないかと思う。調停が成立する見込みがなければ、すぐに鑑定に移った方が、建築関連訴訟においては有効なのではないか。さらに、建築の事件では、私的鑑定で原告・被告からそれぞれ鑑定書を提出させるより、裁判所が鑑定を依頼した方が、スムーズにいくと思う。

(綿引委員)

どれだけの期間がその事件にとってふさわしいかということは、個別の事件それぞれであり、現場の立場からは、2年以上かかったものは問題のある事件であると決めつけて調査するという事はあってはならないことだと思う。もちろん、無駄な調停や和解をやっている事件がないとは言えないが、調停とか和解にふさわしい期間はこの程度であるといったことは、一概には決められないことなのではないかと思う。

(中尾委員)

私も建築関係で付調停となった事件の経験があるが、建築士の資格のある調停委員が指定されて、簡易の鑑定などもやっていた。調停手続は、基本的には瑕疵の認定を前提としているが、話し合いをしながら損害額の折り合いをつけていくという過程もあり、鑑定的な要素、認定的な要素、話し合い的な要素を組み入れながら進められていくので、当然ある程度の時間は必要だと思う。したがって、1年半あるいは2年という期間から調停自体の運用の評価はできないのではないかという感じがする。建築関係については、報告票に争点整理期間や付調停期間などかなり詳しく出ており、そのデータで資料4 - 2のようなものは作れるのではないかと思うので、それは別に考えていく必要があると思う。 今回の予備的調査の結果を弁護士の見地から見る限り、資料3の一覧表の(1)や(2)の行の事件(6月超～1年, 1年超～2年)は相対的に事案が簡単なもので、早く解決しているのに対し、(3)の行以下の事件(2年超～3年, 3年超～5年, 5年超)はやはり複雑な事件で、ある程度時間がかかっていると言えるのではないか。さらに、同じ行の事件の中でも、いろいろな個性、事件の顔があり、それによって多少審理期間が変わってくるといったところが分かった。データをクロス分析する場合に、事件にいろいろな個性があるという視点は我々も頭に置きながら分析していく必要があるということが分かったという点で、今回の調査は有益だったのではないかと思う。それから、裁判迅速化法で言われている2年というところを見てみると、資料3の一覧表の(1)や(2)の行の事件(6月超～1年, 1年超～2年)は、ある程度簡単に事件の筋が読めるとか、簡単に見通しが立つ事件で、(3)の行以下の事件(2年超～3年, 3年超～5年, 5年超)は、見た限りではじっくり審理していく事件、かかるべくしてかかった事件という印象を持った。裁判迅速化法では(2)と(3)の間が一つの境界線になっているが、この一線というのは質的にはどこに意味があるのかという感じを持った。

(前田委員)

仙田委員は、私的鑑定をやらずにいきなり裁判所の鑑定をやった方がいいのではないかとされたが、当事者の立場からすれば、かなり専門的な領域の主張になるので、自分たちの主張が正しいということを裏付ける証拠としても、専門家の意見を付した鑑定的な意見、あるいは鑑定書を出さざるを得ず、そうすると、相手当事者もまた逆の立場で同様なことをせざるを得ないということになる。

(仙田委員)

そういう事情はあろうが、私は、裁判所が当事者双方の私的鑑定の専門的な内容について判断を下せないという場合が多いと思う。だから、

裁判所が鑑定人をなるべく早く選定して進めていくということが、裁判を短くする非常に大きな要因になるのではないかと考えている。また、異論はあるようだが、建築家あるいは建築技術者の立場としては、実際に建築関係の訴訟の内容を見ていると、3年以上かかるのはおかしいのであって、一般的な建築訴訟というのは2年ぐらいで十分に解決できるのではないかと思う。

(高橋座長)

評価の方の議論になってきているようだが、今回の結果をどのように評価するかは、個別事件に踏み込むことにもなり、裁判の独立性との関係で微妙なものがある。今日はフリーディスカッションではあるが、できれば、このような項目をピックアップした方がよいのではないかという観点から検討する方が建設的ではないか。これまでの発言からすると、法律の専門家の方々は、大体予想していたものと近いという意見のようだが。

(木村委員)

皆さんが予想していたというのは、専門家として体感的に感じていることなのかもしれないが、一般の方に示す際には何らかのデータで説得する必要があると思う。比較的順調に進んだケースについては、資料3のような枠ごとの分析は必要ないのかもしれないが、2年以上かかったケースになると件数も少なくなってくると思われるので、この部分について、何らかの傾向というものを具体的に数字で示した方が、一般の方にとっては納得できるものになるのではないか。

(菅野民事局第一課長)

仙田委員から御指摘いただいているポイントと関連して、御参考までに申し上げますと、現在、専門訴訟の中でも大きな分野である建築関係事件及び医事関係事件については、学会からも御協力を頂いて、最高裁に建築関係訴訟委員会と医事関係訴訟委員会という二つの委員会を設けている。先ほど話題になった私的鑑定の問題なども含めている議論していただいております。学会の方から非常に有益な資料なども頂いている。これらの委員会の議事概要は最高裁のホームページでも紹介しているので、関心のある方は御覧いただきたい。

(高橋座長)

鑑定にもいろいろあるが、鑑定の種類についての統計的な分析は可能か。

(中村総務局第一課長)

事件票では鑑定の有無は分かるが、例えば筆跡鑑定であるとか、医事の関係であるといった種類までは分からない。

(菅野民事局第一課長)

医事の事件ならば医事鑑定だろうとか、不動産事件ならば不動産鑑定だろうというように、事件の種類によっては、その程度の推測はつくと思うが、筆跡鑑定というのはなかなか表に出てきにくいという気はする。

(高橋座長)

ほかに要因になりそうなものとして、文書提出命令で長引いてしまったというケースもあるようだが。(戸倉審議官)

文書提出命令は、確かに長引くケースがある。それぞれが主張して、裁判所が判断するまでに結構時間がかかるし、即時抗告があると、それでまた時間がかかってしまう。

(山本和彦委員)

C - イ - (5)では申立てから抗告棄却まで1年近くかかっている。忌避も出ているようだ。

(戸倉審議官)

忌避については、刑事事件だと簡易却下という制度があり、民事事件でも類推解釈で却下する例もあると聞いているが、多くの事件は手続が止まってしまう。

(飯田委員)

事件票では文書提出命令の有無は分かるのか。

(戸倉審議官)

事件票からは分からない。文書提出命令が問題になりそうな事件というのは、ある程度予想がつくものもあるが、医事の鑑定のようには事件の種類との関連性が強くないので、推測するのもちょっと難しいかなという感じがする。

(中尾委員)

C - イ - (5)は抗告までいって棄却されたというかなり特殊な事件で、事案の性質上、感情の対立がかなりあった事件ではないかと推測される。そういう意味では项目的に大きな問題なのか疑問もある。

(木村委員)

鑑定人の選任までの時間が長くかかることが長期化の原因の一つと想定されるのであれば、鑑定人確保のために要した期間についてデータをとることは可能か。

(戸倉審議官)

記録上分かる範囲では項目として取り上げることは可能であるが、現在の事件票からは分からない。

(綿引委員)

鑑定人の選任に期間を要するというのは、ほとんどが医事鑑定で、他に、建築関係事件の非常に難しい事案でも、多少そういう場合がある。

それについては報告票に現れるので、分析することも可能になるかと思う。

(中村総務局第一課長)

医事や建築は特別な調査をしているので、そちらの報告票を分析すれば、傾向は恐らく出てくる。また、他にかなりの部分は事件票のデータでクロス分析できそうだが、それだけでは分からない部分があるのではないかという問題意識から、事件記録に当たって調べてみたというのが今回の予備的調査である。感覚的には、事件種類でこれ以上細かい項目をとってもあまり実益がないのではないかというのが、私個人としての感想であるが、そこは皆さんの意見をお伺いしたい。

(飯田委員)

鑑定に関して、医療関係の報告票で出ている「鑑定人確保のために要した期間」というのは、資料4 - 2の黄色の部分(鑑定採用から鑑定人指定までの期間)ということによいのか。このサンプリングだけを見れば、黄色の期間よりもむしろその前の鑑定申出から採用までの期間の方が長いものも結構あるようだが。

(菅野民事局第一課長)

鑑定採用から鑑定人指定までの期間の部分だけが真に鑑定人探しのために要した時間かという、必ずしもそういうものでもなく、鑑定申出から採用までの期間の部分も鑑定人探しに費やしていたような事件も実際には多々あるという感じはする。統計的に切っていくと、このようにきれいな色分けができるが、個々の事件において、鑑定人確保のために、どの段階からどれだけ時間をかけていたのかということになると、認識がぶれてくるところはあり、報告票では、裁判所側として、実際これくらいの期間を費やしたと考える期間を回答してもらっている。

(戸倉審議官)

資料4 - 2では、記録上分かるところで、非常に大雑把に分けているため、例えば審理の初期の段階で鑑定申出は出ていたけれども、その採否の決定に熟した時期まで審理を進めるというようなケースもあり、中には、今民事局から申し上げたように、実質的にその間にも鑑定人を探しているような場合も当然あり得る。黄色の部分がないから鑑定人を探している期間が全くないということではない。

(仙田委員)

建築訴訟においては、建築学会もサポートして、各分野ごとの著名な専門家がデータベース化されていることから、かなり早期に鑑定人が選任されている。医療訴訟の場合はいかがか。

(菅野民事局第一課長)

医事関係訴訟についても、日本医学会の協力を得て、最高裁の医事関係訴訟委員会とリンクする形で鑑定人選任システムの整備を始めているが、専門分野が細分化されていることなどの問題もあり、スムーズに選任される割合は、まだ建築訴訟よりやや劣るというのが個人的な印象である。ただ、全国の裁判所においても医療関係者との意見交換などの取組が行われており、かなり改善が図られてきている。

(山本和彦委員)

記録全体をもれなく精査して調査票を作成する作業の負担は理解できるが、例えば、期日指定や鑑定の実施状況など、記録の該当部分だけを見れば比較的簡単に分かる項目についてだけでも、5年以上あるいは3年以上の事件について、ある程度統計的に有意な数の事件についてデータを収集することは有用なのではないか。可能であれば和解と弁論準備手続なども峻別できれば望ましい。客観的なデータに基づいて、どこに時間がかかっているかが目に見える形で示すことができればよいと思う。

(綿引委員)

「争点整理」として分類されている期間において、現実に争点整理がなされていたのか、それとも和解を試みていたのか、あるいはこれが並行して行われていたのかという点については、記録を精査しても判明しない部分がある。本来はそれも記録上明確であることが望ましいが、記録作成の現状からすれば、調査によって実態を反映した結果が現れるかどうかは疑問である。

(山本和彦委員)

現在の記録の状況として調書を見ても分からないということであれば、そういうものとして、一度それを国民に示すということでもよいのではないか。その上で、「争点整理」として分類されている期間が非常に長いということであれば、そこで何が行われているのかについて検討を行うことになる。現実に争点整理をやっているのか、あるいは和解に時間がかかっているのかという部分が問題であるとすれば、それは問題として明確にする必要があると思う。どの手続にどれだけの時間が費やされたのか、また、特に時間が長くかかった事件はどのような状況であったのかといったことを数字として示すことで、国民に対して問題点が明確になることが期待できる。コストパフォーマンスの問題はあるとしても、一度やってみるべき作業だろうと思う。

(綿引委員)

具体的な中身が判明しないとしても、「争点整理」として分類される期間を出していくという御趣旨か。

(山本和彦委員)

今の段階では分からなくても、例えば、弁論準備手続期日において、調書上何の手続の記載もなく続行された形になっている場合、現実には和解を試みていたのではないかという推測がある程度は働く。今回の課題ではないと思うが、将来的な課題につなげるために、今何ができるかということで申し上げている。

(戸倉審議官)

現在行っているクロス分析の結果、審理期間に関して重要な要素を占めていると思われるような事項が判明すれば、2回目以降の検証に向けて、事件票や調査票の項目に加えたり、特別に調査を行って資料、材料を集めたりすることは当然考えられる。今回、予備的調査を行ってみて、記録を調べれば、現在の事件票の集計に基づくもの以上のデータが現れることは分かったので、そのような事項が出てくれば、皆さんの御意見も伺いながら、より深く調査を行うことも検討していく。(河本参事官) 記録を精査しても、明らかになるのは手続として何が行われたかという定義の部分だけであり、迅速化の検証における有効性という観点からは、コストパフォーマンスの問題も無視はできないが、検討会での議論において有意義であるということになれば、工夫しながら調査していくことになる。

(木村委員)

現実に裁判を体験していない者としては、多少無駄な作業になるかもしれないが、資料3の一覧表のそれぞれの枠ごとにどのような種類の事件が分布しているかといったデータのものを、ランキングのような数字で示してもらえれば、もう少し体感的に把握することができるのではないかと思う。

(戸倉審議官)

その点については、事件の種類など、事件票の集計によって統計的、全数的に明らかにできるので、その結果は当然御紹介できる。

(綿引委員)

現時点では、我々の中でも、クロス分析による結果のイメージが十分認識できていないと思うので、材料が不足しているように感じられるのも理解できる。事件票のクロス分析によって統計的なデータはかなり得られると思われるので、次回、その部分がある程度具体的に示されれば、議論も進むであろう。

(木村委員)

今回、いわゆる事件の顔が異なることは理解できたが、次回は、それをもう少し細かく分類した事件種類ごとの数字を具体的に示していただければよいと思う。

(中尾委員)

人証の数について、同一人を当事者双方が申請した場合は2人としてカウントされているが、意味があるのは実人数の方ではないか。事件票においても同様の集計がなされるのか。

(戸倉審議官)

事件票においても同様である。双方申請の場合、もちろん重複する部分もあるが、双方からそれぞれ主尋問及び反対尋問がなされるという点を踏まえてこのような集計方法を採用している。今回の調査を行う際にも、その点について認識はしていたが、結果的には事件票の集計方法にも合理性があるという前提で実施した。

(中尾委員)

例えば、人証が多数であるという場合、6人と3人とでは、感覚的にも随分評価が異なる。人数を踏まえて審理期間を評価する場合、実人数を基準にしなければ問題があるのではないか。検討をお願いしたい。

(井堀委員)

裁判が長期化する要因の分析も非常に重要であるが、一方、迅速化という観点からは、どういう形で制度、政策ないしシステムを変えると審理期間を短縮し得るのかという政策的な意味付けも重要である。例えば、鑑定人の選任手続に関しては、制度を変えることによってある程度政策的に期間が短縮化されてきているというが、逆に、裁判の性質上コントロールできないものもあろう。現実の裁判手続において政策的に操作可能であり、かつ迅速化に有効なものは何かという観点から考えていく必要があると思う。

(戸倉審議官)

そういうスタンスで臨むことには、全く異論がない。迅速化のための処方せんを見出していこうという場合、例えば、「期日の間隔が長い」ということをとって、それには裁判所の事情、弁護士の事情、事件の特性による実質的な準備の必要性など、様々な要因が考えられ、今後検証を重ねていく過程においても、単一の要素が影響しているというようなことは、恐らくないと思う。そこに何らかの制度的な面が寄与しているとすれば、それを前提に対処を考えていくことになる。その点については、分析結果を踏まえて、改めて御意見を伺うこととしたい。

(中尾委員)

以前から申し上げているが、控訴提起の有無、すなわち一審での確定の有無を項目に付加することを検討してもらいたい。例えば、A - ア - (5)やC - ア - (5)は、審理期間として5年以上を要しているが、一審で確定して最終解決に至っている。この項目が入れば、その審理期間が無

駄であったのか、意味があったのかという評価の視点に役立つはずだ。

(戸倉審議官)

控訴の有無については、事件票の作成担当者や統計上の処理等において、いろいろ問題があるが、従来からそのような御意見が出ていることは承知している。

(中尾委員)

今回調査した中には期日変更が行われた事件が12件ほどあるが、そのうち4回以上期日変更がなされているものが3件ある。4回以上も変更があるものは、審理期間に影響を与えるようにも感じられるが、変更の理由には特異なものもあるため、必ずしも回数だけでは量れない。今回のサンプルが普遍的な例なのかどうかは分からないが、今後の調査で、影響を与えていると思われるケースが多ければ、その辺りも視野に入れていただきたい。

3. 資料の公開について

資料3のうち、調査票については、最高裁判所ホームページに掲載しないこととされた。

4. 今後の予定について

今後の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第6回 平成16年11月2日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

第7回 平成16年12月14日(火)午前10時から12時まで

第8回 平成17年1月20日(木)午前10時から12時まで

第9回 平成17年2月24日(木)午前10時から12時まで